

よくある質問Q&A

- Q. なぜ、住宅用火災警報器が寝室に必要なのですか？
- Q. 煙式と熱式どっちを取り付ければいいですか？
- Q. 住宅用火災警報器の設置・維持の義務を負うのは誰ですか？
- Q. 住宅用火災警報器を設置しなかった場合、罰則はありますか？
- Q. 日頃の手入れや交換はどうすればいいですか？
- Q. 設置するための資格は必要ですか？届出は必要ですか？
- Q. たばこやお線香の煙で警報器が鳴らないか心配です。

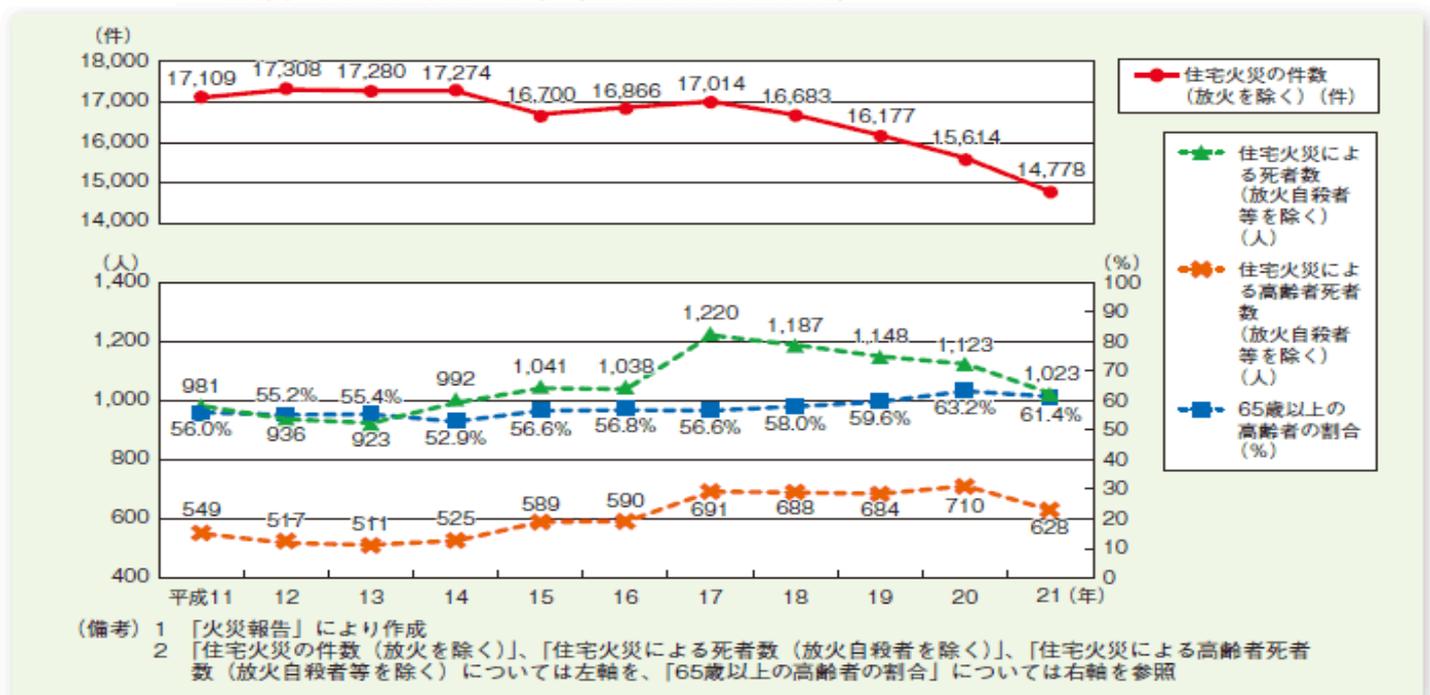
わたくしについて質問の
回答は下記をごらんくだ
さい！



Q. なぜ、住宅用火災警報器が寝室に必要なのですか？

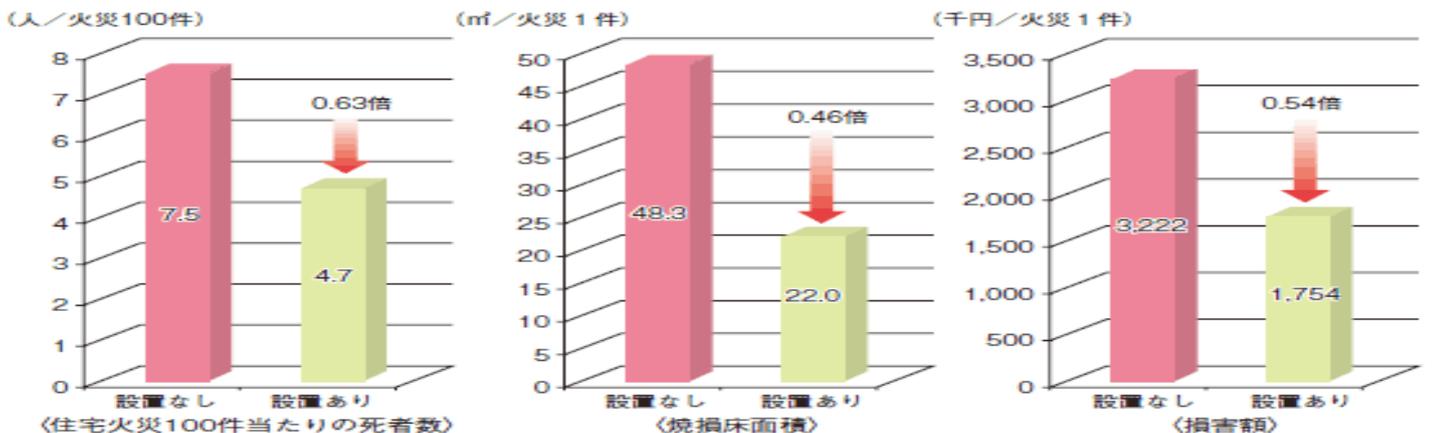
A. 住宅火災による死者は増加傾向にあり、建物火災による死者の8～9割を占めています。その多くは「逃げ遅れ」によるものです。中でも、就寝中の死者が多く発生しています。そのため、「逃げ遅れ」を少しでも減らすため、消防法が改正され、火災の早期発見に効果のある住宅用火災警報器を寝室に設置することが義務付けられました。

住宅火災の件数及び死者の推移（放火自殺者等を除く。）



資料：平成22年消防白書抜粋

住警器の設置による被害減少の効果



(注) 1 「死者」とは、火災現場において火災に直接起因して死亡した者であり、火災により負傷した後48時間以内に死亡した者を含む。
2 死者の発生した経過が「殺人・自損」（放火自殺、放火自殺者の巻添者、放火殺人の犠牲者）であるものを除く。

資料：平成22年消防白書抜粋

Q. 煙式と熱式どっちを取り付ければいいですか？

A.

設置場所	住宅用火災警報器の種類
寝室、子供部屋等就寝に使用する室 階段	煙式
台所（義務なし）※推奨	煙式及び熱式

※台所については、熱式より煙式の方が感知しやすいため、火災の早期発見のためにも**煙式**を推奨しています。ただし、調理中の煙で感知することがありますので、台所でも少し離れた場所に取り付けてください。

Q. 住宅用火災警報器の設置・維持の義務を負うのは誰ですか？

A. 住宅の所有者、管理者（不動産会社、管理会社等）又は占有者（入居者等）に設置義務があり、自己所有の住宅については所有者が、賃貸住宅などは、家主と借家人の双方に設置義務があります。

公営住宅の場合は、行政側で順次設置する計画がありますので、占有者が取り付ける必要はありません。

Q. 住宅用火災警報器を設置しなかった場合、罰則はありますか？

A. 条例による罰則はありません。しかし、火災から大切な家族や自分自身の命と財産を守るためにも、住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

Q. 日頃の手入れや交換はどうすればいいですか？

A. 定期的（1ヶ月に1度が目安）に、住宅用火災警報器が鳴動するか点

検を行いましょう。点検方法は紐を引くものやボタンを押すものなど、機種によって異なります。

自動試験機能の付いていないタイプは、本体に交換期限が表示されています。取付け時に交換期限を確認してください。

表示された交換期限、又は機能の異常警報が出た時に本体ごと交換してください。

Q. 設置するための資格は必要ですか？届出は必要ですか？

A. 住宅用火災警報器には、設置するための資格は必要ありません。ご自分で取り付けることが出来ます。また、消防署への届出も必要ありません。ただし、自動火災報知設備の感知器は、資格が必要となり、一定規模以上の建物には、届出も必要となります。

Q. たばこやお線香の煙で警報器が鳴らないか心配です。

A. 継続して煙や蒸気が発生すると、警報器が作動することがあります。その場合は、火災でないことを十分確認してから、警報器の警報停止スイッチを押すか、紐を引くなどして警報音を止めることが出来ます。警報音の止め方は機種によって異なるため、購入時に説明書で確認しておきましょう。

くん煙式の殺虫剤などを使用するときは、住宅用火災警報器の本体を取り外すか、ビニール袋で覆う、又は電池を外すなどして下さい。ただし、くん煙殺虫が終了したら必ず元の状態に復旧することを忘れないでください。